

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	特別利用の許可等	
根拠条例等・条項	堺市博物館条例第4条	
所 管 課	文化観光局 博物館 学芸課	
審 査 基 準	<p>(1)資料の保存に影響を及ぼさないこと。</p> <p>(2)現に資料が展示されていないこと。</p> <p>(3)著作権がある資料については、著作権者の承諾を得ていること。</p> <p>(4)館長が特別利用をすることを適当と認めること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日間
	標準処理期間を設定できない理由	